

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮詢だったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、○○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和3年6月18日付けの保護申請却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

保護申請の必要書類が揃っていない令和3年6月14日の時点で、担当職員から保護申請は却下である旨言われた。却下のきちんとした理由も教えてくれなかった。

とても8月の年金をもらうまで生活ができるような算出ではなかった。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 4月10日	諮問
令和7年 6月27日	審議（第101回第2部会）
令和7年 7月28日	審議（第102回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項の規定によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

法8条1項の規定によれば、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。

(2) 保護の申請について

法24条は、1項において、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の氏名及び住所又は居所その他必要な事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないと定め、2項において、1項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な資料を添付しなければならないと定める。そして、同条3項において、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否等を決定し、申請者に対して、書面をもってこれを通知しなければならないと定め、4項において、3項の書面には、決定の理由を付さなければならないと定め

る。

(3) 保護の要否の決定について

「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日付厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）は、法8条1項の規定にいう要保護者の需要について、法11条1項各号に掲げられている保護の種類ごとに年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分に応じて、個々の要保護世帯に必要な保護の程度を具体的に算出するための定めを置いている。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第6によれば、「他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができると推定される者については、極力その利用に努めさせること。」とされている。

また、次官通知第10によれば、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。」と定められている。

「生活保護運用事例集2017」（平成29年3月東京都福祉保健局生活福祉部保護課編。以下「運用事例集」という。）問8-10・答によれば、保護申請却下通知書の決定理由欄に減額措置の区分を記載し、本人に交付の上、保険者に対して減額措置の申請を行うよう教示する旨規定されている。

運用事例集問8-10-2・答によれば、「健康保険法等の一部を改正する法律」等が、平成18年10月1日から一部施行されたことにより、医療保険が適用される療養病床に入院する65歳以上の者（平成20年4月以降）のうち、難病等の入院医療の必要性が高い患者以外の者について「入院時生活療養費（介護保険と同水準の食費及び居住費）」が支給され、本人負担額として生活療養標準負担額が設定されたため、生活保護法にいう要保護者ではあるが、高額療養費及び生活療養標準負担額の低所得者の特例（以下「高齢療養費の負担区分

の特例」という。) が適用されることで保護を必要としない状態に至る者については、特例措置の申請手続を前提に保護申請の却下又は保護を廃止することになるとされている。

運用事例集問 8-1・答によれば、国民健康保険料等の健康保険料について、減免等が利用できる場合、利用した上でその者に賦課される最低限の額を実費で計上することとされており、また、問 8-2-2・答においても、開始時及び廃止時の要否判定に用いる(中略)後期高齢者医療保険制度保険料の額は、減免等を利用した上でその者の収入に応じて賦課される最低限の額を用いることを原則とされ、また、申請時においても実際に賦課されている保険料は用いず、計算上の最低限の額を用いるとされている。

(4) 保護の要否判定の際の最低生活費について

ア 保護基準別表第 3-1 によれば、家賃、間代、地代等に係る住宅扶助の基準額について、1 級地では月額 13,000 円以内と定め、同・2 は、当該費用がこの基準額を超えるときは、都道府県又は地方自治法 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法 252 条の 22 第 1 項の中核市ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とすると定めている。

そして、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の設定について(通知)」(平成 27 年 4 月 14 日付社援発 0414 第 9 号厚生労働省社会・援護局長通知) 1・(1)によれば、○○市を含む 1 級地における単身世帯の住宅扶助(家賃・間代等)は 53,700 円の範囲内の額とされている。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 38 年 4 月 1 日付社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。) 第 7-2-5・ア・(カ)によれば、常時失禁状態にある患者(介護施設入所者を除く。)等が紙おむつ等を必要とする場合は、月額 21,200 円以内の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないとされている。

ウ 運用事例集問 6-32・答によれば、介護保険料加算は、介護保険の第一号被保険者であって、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）131 条に規定する普通徴収の方法によって保険料を納付する義務を負う者に対して、保険者に対して納付すべき介護保険料の実費を認定することとされている。

(5) 保護の要否判定の際の収入認定について

ア 局長通知第 8-1-4・アによれば、厚生年金保険法、国民年金法等による給付で、1 年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされ、同・イによれば、老齢年金等で、介護保険法 135 条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定することとされている。

イ 運用事例集問 8-2・答によれば、要否判定の際に用いる収入充当額は、定期的な収入金額（月額）と開始時に現に所持している手持ち金の合計額であるとされている。そして、開始時の要否判定時には、所持金（手持ち金）は定期的な収入の推定残高を除く全額が収入充当の対象となるとされ、開始時の要否判定時にあらかじめ差し引くものではないとされている。

ウ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日付社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）第 10・問 10 の 2・答 2・(2)によれば、年金の残額については、手持金から繰越金として容認する額を控除した残りの額を次回受給月の前月までに分割して（少額の場合は当月分の）収入充当額に計上している。

(6) 次官通知等の取扱い

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。また、運用事例集は、法の具体的な解釈・運用の指針として一定の合理性を有するものと認められる。

2 本件処分についての検討

本件処分について、請求人世帯が他法他施策を使わなかつた通常の場合について、上記1の規定等に基づき、保護の要否判定を行うと、別紙3のとおりとなる。

(1) 請求人世帯の最低生活費について

法の規定及び保護基準によると、本件申請時の請求人世帯は、妻が入院していることから、請求人は75歳以上・単身世帯・1級地—1（東京都○○市）の区分に該当する。

これを保護基準に具体的に当てはめて算出すると、請求人世帯の基準生活費は、入院患者日用品費込みで1月当たり95,010円と認定することができる。

この基準生活費95,010円に加えて、請求人世帯の医療保険料（高額療養費自己負担限度額（区分一般））として2人分の後期高齢者医療保険料57,600円、請求人の妻の入院時の食費として41,400円（=460円×3食×30日）、住宅扶助として57,600円及びその他扶助としておむつ代限度額21,200円をそれぞれ認定すると、合計で月額272,810円が、請求人世帯の最低生活費と認定することができる。

(2) 請求人世帯の収入充当額について

局長通知によれば、年金については、その実際の受給額を認定することとされており（上記1・(5)・ア）、令和3年6月支給の年金（老齢基礎年金、2か月分）については、請求人及び妻の分の定期支払額である471,635円を受給したものとして、月額に換算した235,817円を認定することができる。次に、手持金についてみると、資産申告書及び請求人から提出された銀行の普通預金通帳の写しなどから確認できる請求人世帯の所持金額（以下「名目上の手持金」という。）は95,021円と認められる（別紙3）。保護開始の要否判定時における所持金（手持ち金）は、定期的な収入の推定残高を除く全額が収入充当の対象となるとされ（1・(5)・イ）、請求人世帯の年金の推定される残額（推定残額）は3,930円であり、名目上の手

持金 95,021 円から推定残額 3,930 円を控除した 91,091 円が請求人世帯の保護開始時の手持金に係る収入充当額となる。

したがって、請求人世帯の収入額は、235,817 円と 91,091 円を合計した 326,908 円となるから、これを全額収入認定し、請求人世帯の税額控除額である 28,308 円（介護保険特別徴収（請求人及び妻）11,300 円、後期高齢者医療保険料（請求人及び妻）12,950 円、所得税及び復興特別所得税（請求人）908 円及び個人住民税（請求人）3,150 円）を控除すると、請求人世帯の収入充当額は、298,600 円となる。

(3) 請求人世帯に対する保護の要否について

保護の要否は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定されるところ（1・(3)）、上記(1)及び(2)のとおり、本件申請について、処分庁に提出された資料から請求人世帯の最低生活費及び収入額を算出し、比較すると、請求人世帯においては、収入充当額（298,600 円）が最低生活費（272,810 円）を上回っているから、保護要件を満たしておらず、保護否となる（別紙 3）。

3 処分庁の要否判定の是非

本件処分に際し、上記 2 の算定に対し、処分庁の算定は異なるものの（別紙 1 の 1、別紙 1 の 2 及び別紙 2 参照）、本件申請を却下した本件処分が、保護を実施すべき要件に該当しないことには変わりないから、本件申請を却下したことは、妥当であるといえる。

4 請求人の主張についての検討

(1) 請求人は、上記第 3 のとおり、保護申請の必要書類が揃っていない令和 3 年 6 月 14 日の時点で、担当職員から保護申請は却下である旨言われたと主張している。

しかし、同日の保護申請の際に、担当職員が請求人に対して述べたのは、本件申請に係る却下通知をもとに後期高齢者医療制度の高額療養費の負担区分の特例を適用できる可能性があるとの説明であって処分ではないから、この点に係る請求人の主張は本件処分の取消理由と

はならない。

(2) また、請求人は、上記第3のとおり、「却下のきちんとした理由も教えてくれません」とも述べており、本件処分の理由の説明がない旨主張しているものと解される。

しかし、担当職員は、請求人に対して本件処分の内容を説明した上で請求人に本件処分通知書を交付していることが認められ、本件処分通知書には、本件処分の時点における保護申請却下の理由が記載されていることから、この点に係る請求人の主張は理由がない。

5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己

別紙1の1、別紙1の2、別紙2及び別紙3（略）